

「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について」

(これからの図書館の在り方検討協力者会議 報告書)

〔要 旨〕

I. 「図書館に関する科目」の基本的な考え方

【背景】

- これまで、大学での図書館司書の資格を取得するための科目・単位は、図書館法施行規則第4条第2項により、司書講習の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めることで運用されてきた。しかし、資格取得者の多くが大学の課程で取得している現状から、図書館関係団体や大学教員等から「大学における図書館に関する科目」の明確化について強い要望が出されてきた。

そして、平成20年6月に図書館法の改正が行われ、同法第5条第1項第1号に「大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目」を履修したものが司書となる資格を有する者となることが新たに定められた。

このようなことを背景に、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」（主査：薬袋秀樹 筑波大学教授）では、新たに定められる大学における図書館に関する科目やその内容について、関係者から意見を聞きつつ、具体的な検討を進めて以下の結果をとりまとめた。

【基本的な考え方】

- 図書館に関する科目は、図書館で勤務し専門的職員として図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術を修得するものであり、その後の図書館の業務経験や研修等を経て、さらに知識・技術を深めるための基盤を形成。

【これからの養成内容に必要な新たな視点】

- 「これからの図書館像」を実現するためには、司書が今日の社会において図書館に期待される役割を理解し、社会の変化や住民のニーズに対応して図書館を改革していくことが必要。このために、従来の養成内容に加えて、新たに以下の観点から内容を見直す必要がある。

- ・ 今後の社会における図書館の役割と意義の理解、法制度、自治体行政の制度・政策に関する知識
- ・ 急速に進行する情報化に対応するための、図書館の業務やサービスの基礎となる情報技術の知識や技術
- ・ レファレンスサービスの体制作りと質的向上、課題解決支援サービスや発信型情報サービスに関する知識

Ⅱ. 図書館に関する科目の各科目の考え方

【科目の設定と体系】

- 全国の大学・短期大学における開講単位数・授業時間数等の調査をもとに、現状を改善するために、現行の14科目20単位以上を13科目24単位以上(必修科目各2単位11科目、選択科目各1単位2科目以上)とした。
- このうち、必修科目は①基礎科目、②図書館サービスに関する科目、③図書館情報資源に関する科目の体系に分類し、講義科目と演習科目を設定。
 - ① 基礎科目
情報化の進展に対応した能力育成のための「図書館情報技術論」(2単位)を新設するとともに、これまでの「図書館経営論」に法制度・政策の内容を加えて「図書館制度・経営論」に改め、「生涯学習概論」とともに2単位に充実。
 - ② 図書館サービスに関する科目
子どもの読書活動の推進の観点から「児童サービス」を2単位に充実するとともに、これまでの「レファレンスサービス演習」と「情報検索演習」を発展的に統合して「情報サービス演習」を新設。
 - ③ 図書館情報資源に関する科目
これまでの「図書館資料」に、ネットワーク上の情報資源を加え、これらを包括するものとして、新たに「図書館情報資源」を位置づけ、各科目の名称及び内容を更新。この中で「専門資料論」(1単位)を整理統合。
- 選択科目は、必修科目で学んだ内容をより深く学習し、理解を深める観点から、選択科目を1単位7科目設け、これらの中から2科目2単位以上を選択。

【授業時間数】

- 図書館に関する演習科目については1単位30時間で授業を行うところが多いことを踏まえ単位数を定めた。この趣旨を踏まえ、演習科目を1単位15時間とし得る大学においても必要な授業時間数及び単位数を確保して演習が行われるよう努めることが望まれる。

Ⅲ. 司書の養成に関するその他の事項

【今後の司書養成の更なる充実に向けて】

- 授業の実施とともに、司書養成課程の管理、教育内容等に関する組織的な研修を着実に実施できる、図書館に関する領域を専門とする専任教員を十分に確保することが重要。
- 大学及び司書講習における養成の水準を維持するための仕組みや基準について検討することが必要。
- 司書養成を行っている大学間で、司書養成に関する情報交換・交流の推進等をはじめとする連携・協力の推進を期待。
- 我が国においても図書館の専門的職員の養成に関する大学院での教育体制を整備する方向で関係者間での検討を期待。

【司書の養成に関するその他の事項】

- 平成 20 年度全国 14 の大学で開講されている司書講習については、今後、本報告書に示した大学における図書館に関する科目・単位数と同様に科目・単位数を改めることが適当。
- 司書・司書補講習で履修すべき科目の単位の修得に相当する学修について、今後、図書館での勤務経験をもって履修したものとみなす科目は図書館実習に限ることとし、修得したとみなす学修は大学や講習における科目の修了等を原則とすることが適当。
- 新たな図書館に関する科目・単位数の施行は文部科学省令の公布から 3 年程度の期間を置くことが適当。
- 司書講習を受講して司書資格を取得する要件にある「大学」卒業の対象を、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認める者にも拡大することが適当。